

別所地区 市政懇談会資料

令和3年10月24日

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>おお きた ゆ み</small> 大 北 由 美
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
総務部長	<small>いし だ ひろし</small> 石 田 寛
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
健康福祉部長	<small>いの うえ のり こ</small> 井 上 典 子
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>とも さだ ひさし</small> 友 定 久
上下水道部長	<small>うえ だ とし かつ</small> 上 田 敏 勝
議会事務局長	<small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之
消 防 長	<small>はやし かず しげ</small> 林 一 成
教育総務部長	<small>もと おか ただ あき</small> 本 岡 忠 明
教育振興部長	<small>よこ た こう いち</small> 横 田 浩 一

地区からの意見・提言

別所地区

	意見・提言の内容	回答者
1	太陽光発電施設に係る規制、指導について	都市整備部長
2	「太陽光発電設備設置と自然環境の調和(里山保全)に関する条例」の制定についての再考	
3	相野地区、旧三木飛行場跡地の開発について	都市整備部長
4	別所ゆめ街道の雑草管理について	産業振興部長
5	教育情報セキュリティポリシー整備について	教育振興部長
6	大山バイパス交差点～興治地区県道への市道拡幅について	都市整備部長
7		
8		
9		
10		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	1	太陽光発電施設に関する規制、指導について
	2	太陽光発電設備設置と自然環境の調和（里山保全）に関する条例の制定についての再考（西這田北、西這田南、東這田、興治）
<p>（西這田北、西這田南、東這田地区）</p> <p>昨年の市政懇談会での環境問題から太陽光発電を推進するという県の考え方に基づいて、条例については、慎重に検討するとの回答が有りましたが、暮らしを支えるはずの太陽光発電普及の裏で災害リスクが高まっています。</p> <p>太陽光発電施設に対しては、安全性の確保、チェック体制の強化、住民の合意を重視した制度にする必要が有ります。</p> <p>県の書類審査では、太陽光発電所の雨水が個人の敷地に流れ込む等の排水事情の悪い地域事情を把握できていなかったこと、また施設完成後に検査が無いことも分かりました。</p> <p>問題がある地域の開発に対し、三木市の指導は、県との調整は、どの様にされていたのでしょうか。</p> <p>手続き等の遅れで再申請となり現在に至っていますが、受付後に行われる三木市環境保全条例の規定に関する事前協議も、紳士協定で罰則規定がなく、再申請指導をされていても強引に事業を進めるケースがあるとも聞きます。</p> <p>市は、民と民の問題、業者と地元説明会でよく調整してくださいとの姿勢ですが、関係法令・技術的な問題等は難しく、説明会の実態は、実績報告の為の説明会です。</p> <p>そこで市は、環境破壊・防災等にリスクが有ると思われる所に対して、積極的に対策、対処をして頂きたいと考えます。</p> <p>今回の事業計画事例の内容に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度的な問題なのか、市には規制等の縛りが無く、窓口だけで県に指導を任せている。 ・業者は届出で工事ができ、地元要望対策をする義務は無いが、企業努力でやってあげている、説明会の途中で退席してしまう等の地元軽視の姿勢である。 ・総合治水条例の流域変更禁止の水の流れで、業者と地元とで見解 		

の違いがある。

- ・市は、敷地外の下流に対する対策は、県の指導で、盛り土で作ったオンサイト式の浸透池で流速・流量を調整するので、現状と変化が無く、設置関係者には下流対策の義務はない。(県は変化が有るが、排水先から下流対策は、市の担当になるとの認識です)
- ・雨水が私有地に流れ込む、道路側溝が欠落した排水事情の悪い下流方向に流す計画では、認識の違いで大きく変わってくるので、避難場所に指定されている別所公民館敷地に流れ込むことも想定され、市としても対策が必要である。
- ・業者に雨水をためる浸透池の地質調査をしているのか確認すると、していないとの回答でしたが、必要な調査等のチェックがされているのか。
- ・地元協議での市道排水路取付けについては、地元調整が出来ていなくても、業者からの道路工事施行承認申請で構造的な問題がなければ、市は同意するとの回答であった。
- ・市は、市道に接した土地の筆界同意で隣接地権者・地元区長印が必要と業者に指導していましたが、年度途中で業者に区長同意は必要ないと変更連絡をした。(筆界同意部分は、太陽光施設の排水先で自治会のごみステーション用地として管理してきた部分も含みます)また、担当課に変更理由を確認するが、同意に関する規定もなく、未だに納得のいく説明がない。
- ・この計画地は、隣接する市の施設とも筆界問題があると思われる。
- ・設置後も管理等が不十分で多くの問題を聞く。

維持管理・撤退時の廃棄物処理・補償等を含む、市による協定書の締結協力をお願いします。

以上のことも含め、社会問題になっている太陽光発電施設に対する住民の声の反映、どの様な制限を掛けるのか、市政懇談会の意見・提言に対する検討結果と市の姿勢をお聞きします。

(興治地区)

平成24年に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電施設の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破

壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

三木市においても例外ではなく、興治地区内では従前から散見されるヤード・産業廃棄物処理場に加え、投資目的にした大規模な太陽光発電設備により緑豊かな里山環境の破壊が進み、地元自治会としても憂慮している。

また、2018年7月の豪雨（7/5～7の3日間で399.5mm）では太陽光発電設備敷地の盛土部分が崩落し神戸市との境界を流れる草谷川をせき止める事故も発生している。

災害防止、自然環境の保全などの観点から、発電出力10キロワット以上の地上に設置する施設について、適正な設置及び維持管理が担保出来る施設のみ認めることで、市民の安全・安心な生活環境との調和を図り、魅力ある地域社会の実現を目的として、自然環境の保全を図るための条例の制定を提言いたします。

この度の別所小学校に隣接する里山を破壊する行為は、既存の「兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」では対応できず、現状の緑豊かな環境を保護することは到底かないません。

別所地区に限らず三木市の将来の為に、後悔しないためにも、是非再考をお願いいたします。

【参考条例】

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例…令和元年7月3日公布

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱

回 答

(担当課) 都市整備部 建築住宅課

兵庫県には「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」があり、5,000㎡以上の太陽光発電施設について、指導助言をおこなっております。

市では事業者から計画書が届出された場合、県へ書類進達をおこない、その後、県から市に対し意見照会があります。西這田の太陽光発電施設につきましても排水に問題があることを県へ意見

し、県は指導助言を行い、市は県と協力し事業者に助言を行いました。

また、県や市からの指導助言のみにとどまらず、事業区域のある自治会の皆様と事業者の話し合いについても重要であると考えており、今回の西這田北の太陽光発電施設の設置につきましては、多くの住民の皆様が事業者と話し合いを重ねてこられました。

その結果、当初の計画時点ではなかった、オンサイト式の調整池や事業区域外ではありますが当地域の昔からの課題であった、民有地を流れている雨水排水についても、事業者と市が協力して水路の改善を行う予定となりましたことは、大きな成果であったと考えています。

なお、ご要望のありました協定書の締結協力につきましても、あくまで市の立場としての助言等になりますがご協力させていただきます。

事業区域の里道（市道）に接した部分の筆界同意の地元区長印の必要性については、既に地元説明の中で回答させていただいている内容となりますが、当初、業者から区長印を添えて申請する旨の申し出であったため、市としてはそれで進めても問題ないと回答しておりました。その後、地元からその必要性について問合せがあり、調査の結果、当里道については、市道認定もしてある路線なので、区長の同意は必須ではないとの判断に至りました。

昨年度の市政懇談会で意見・提言をいただきました太陽光発電施設の条例について、関係する部署が集まり協議検討を行いました。その結果、今後さらなる社会問題になることも十分想定できるため、事業区域が 5,000 m²以上で運用しております県条例より小規模で環境に影響があると考えられる 1,000 m²以上の事業計画においても、三木市が設置状況を把握できるよう、県条例等を参考に、三木市太陽光発電施設等の設置に関する条例を制定し、事業者に対して指導、助言、勧告等を行うべきとの判断に至りました。つきましては、意見聴取や関係機関との調整に時間を要することから令和4年度中の制定を目途に検討をすすめているところですのでご理解を賜りますようお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	3	相野地区、旧三木飛行場跡地の開発について（相野）
<p>(内容)</p> <p>度々、当地区をはじめ花尻、石野、下石野地区からも意見・提言または要望として三木市に依頼しておりますが、いつも都市計画区域の市街化調整区域である、農振農用地区域であることを理由に検討すること自体がなされていないように感じられます。</p> <p>令和2年度の耕作面積(旧飛行場三木市側約160haの内約1/2が農地として80ha)は、水田作付面積約8ha、野菜等の自家菜園約2ha、鶏糞処理としての利用約5ha、保全管理約15ha、放棄地その他50haと推定されます。</p> <p>また、後継者が無いことも大きな課題です。1筆あたりの面積が約1反と狭いこと、パイプラインが無く池から水路で入水しないといけない、土壌が粘土の赤土で野菜作りに向いていないこと等も原因で、農業の受け手が無い現状です。</p> <p>兼業であっても農業を続けてくれる後継者は1/3程度かとも思われます。5年先、10年先は放棄地が増加するのは明らかです。</p> <p>同じ旧飛行場跡開拓地である稲美町では準工業地帯とみなし、どんどん開発が進んでおります。当然建築物は厳しく規制しており、どんなことも出来るというわけではありませんが問題があれば行政が積極的に介入し、地元トラブルが無いようにしているようです。</p> <p>三木市側でもどんどん放棄地が増えていくよりも条例等の作成や変更により開発計画作成と実際の規制、制限の変更により開発ができる状態にすること、また相反することと思われませんが、ヤード条例のように事業者に対する監督や指導を厳しくし、きちんとした開発ができるよう、花尻・石野・下石野地区を含め地区全体がよくなるよう検討いただくよう要望します。</p> <p>なお、以前三木市より特別区の話もありましたが、現在の住宅と事業所の混在する当地区においては全く不可能と思われ、10年位前に地区として否決されております。</p>		

回 答

(担当課) 都市整備部 建築住宅課

前回同様の回答となりますが、当用地は農振農用地区域で農業を営む地域であり、すでに工場が建っている部分は外されているとはいえ残された農地を開発地の候補として掲げることは難しい状況です。

したがいまして土地利用の緩和等を行う条例の制定もおこなえません。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	4	別所ゆめ街道の雑草管理について(西這田北)
<p>(内容)</p> <p>別所ゆめ街道は、水田に面している部分が多く、管理者が数回刈取っています。</p> <p>雑草の成長は、気象条件等により変化が有ると思いますが、刈取り回数が少なく、刈取り面積も少なく感じます。</p> <p>別所ゆめ街道の道路・法面等は、部分的に整備状況が大きく違っていて、雑草が生える法面に隣接している水田所有者等は、道路の刈取り日程も分からず、道路・法面を刈取る場合が多いです。</p> <p>別所ゆめ街道雑草管理の見直し、再整備も含め検討していただきたい。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
<p>別所ゆめ街道の維持管理につきましては、別所地区の農地や景観保全を目的に除草や清掃作業、花壇の管理などの業務を、㈱みきヴェルデに委託しており、草刈り作業は、全線を年3回お願いしています。</p> <p>ご提言の雑草管理の見直しとしまして、今後は草刈り作業のスケジュールを事前にお知らせいたします。また、刈り残しがないように巡回と仕上げ作業を強化いたします。</p> <p>次に、再整備を含めた検討については、利用者がいつでも心地よく利用できるようベンチ周りだけでも草が生えないよう舗装することを検討します。</p> <p>別所ゆめ街道の景観を保つため、雑草管理に努めておりますが、全長4.8キロにも及ぶ広大な敷地であり、特に草の生育が活発な夏場は、除草が行き届かない場合もあります。引き続きご理解賜りますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	5	教育情報セキュリティポリシー整備について（興治）
<p>（内容）</p> <p>GIGA スクール構想により、1人1台の端末整備や高速大容量の通信環境整備が進んでいる。このようなハードの整備と共に情報セキュリティポリシーを整備し、教職員や児童生徒、PTA の情報セキュリティへの理解と認識を高めることが必要と思われる。三木市における教育情報セキュリティポリシーの整備状況はいかなものか。</p>		
回答	<p>（担当課）教育振興部 学校教育課 教育振興部 教育センター</p>	
<p>ご指摘のとおり、文部科学省は平成29年と令和3年に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を出しています。また、これまでの三木市における教育における情報セキュリティポリシーは、市の情報セキュリティポリシーに準じることで運用してまいりました。</p> <p>GIGA スクール構想の前倒しにより児童生徒が1人1台の端末を持つようになり、クラウドの運用も進んでいることから、これまでどおり市の情報セキュリティポリシーに準じて運用することは、できなくなっていると認識しています。また、児童生徒が1人1台の端末を持つということは、日常的にインターネットのある環境に身を置くことになり、これまでの生活が一変することが考えられます。</p> <p>このようなことから、関係各課と協議を行いながら、できる限り早急に三木市教育情報セキュリティポリシーを策定できるよう検討を始めています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	6	大山バイパス交差点から興治地区県道への市道拡幅について（興治）
<p>(内容)</p> <p>県道513号線の国道175号接続部分における狭窄状態に起因する渋滞状況は未だ解決されていません。</p> <p>当興治地域は産廃関連事業者など大型車両の通行も増大しており近隣住民の生活道路としては危険な状態となっております。</p> <p>過去にも提言いたしました。現在も175号小林交差点を迂回すべく大型車両も通行している大山バイパス交差点から県道への接続市道の拡幅事業の再考をお願いいたします。</p> <p>従来からの提案通り、地元として拡幅用地として二股池敷地の無償提供を通して市政に協力していくことを引続きご提案いたします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>ご指摘の箇所についての喫緊の課題は、県道三木環状線（513号線）と国道175号接続部の狭窄箇所の解消であると考えておりますので、現在、兵庫県加東土木事務所とともに連携しながら、交差点付近の改良工事の実施に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>当該路線については、現在拡幅工事等の予定はありませんが、二股池の用地協力等の申し出も受けておりますので、交通網や県道三木環状線の改良による交通の流れの変化を検証しながら整備については検討してまいりたいと考えております。</p>		

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.